

協会けんぽ青森支部からのお知らせ（令和元年8月）

受動喫煙
防止へ！

健康増進法が改正されました！



2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。このことにより、「望まない受動喫煙」をなくすため、施設や場所ごとに喫煙できる場所、できない場所を明らかにし、受動喫煙対策をより一層強化します。健康増進法の改正は、2020年の全面施行へ向けて段階的に進められています。

全面施行までのスケジュール

いつから？

2019年1月24日

一部施行①

どこで？

屋外・家庭など

どうなるの？

喫煙を行う場合、周囲の状況に配慮する。例えば、できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙するよう配慮する。など

2019年7月1日

一部施行②

学校・児童福祉施設
病院・診療所
行政機関庁舎など
（第一種施設）

【原則敷地内禁煙】

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2020年4月1日

全面施行

上記以外の施設
事務所・工場・ホテル
旅館・飲食店・鉄道
旅客運送用船舶など
（第二種施設）

【原則屋内禁煙】※

経営者判断により以下の3つより選択

- ①室内禁煙
- ②喫煙専用室設置（飲食不可）
- ③加熱式タバコ専用喫煙室設置（飲食可）

喫煙できる場所であることの掲示が必要

※既存の飲食店のうち経営規模の小さい店舗の場合（個人または中小企業が経営・客席面積100㎡以下）経過措置として屋内禁煙・屋内喫煙を選択できますが、**喫煙の場合、喫煙できる場所であることの掲示が必要です。**

※喫煙可能な場所には**客・従業員ともに20歳未満は立ち入ることはできません。**

青森県からのお知らせ

「健康増進法の一部を改正する法律」施行に係る事業者説明会の開催について

このたび、「第二種施設」の事業者の皆様を対象とし、改正健康増進法の概要やその対策について説明会を開催することとしました。皆様の参加をお待ちしています。

- 8月22日（木） 弘前市文化センター中会議室（定員：100名）
- 8月29日（木） 下北文化会館大集会室（定員：100名）
- 9月4日（水） 五所川原市中央公民館第1会議室（定員：70名）
- 9月11日（水） 十和田市南コミュニティセンター第1研修室（定員：70名）
- 9月19日（木） 八戸市公民館ホール（定員：500名）
- 9月24日（火） リンクステーションホール青森中会議室（定員：400名）

※ いずれも14：00～15：30の開催時間となります。

開催概要

↓ 申込用紙はこちら ↓





【今月の事業所様】

有限会社 桂工業

- ◆事業所所在地：青森市
- ◆従業員数：16名
- ◆事業内容：建設工事業

<ウォーキングの様子>

<屋外にある喫煙所>

◆「健康経営」の取り組み内容

わが社の健康に対する取り組みは社員全員でのウォーキング、館内禁煙、健診の結果等で再検査の必要があった場合は再検査を必ず受けるように指導しています。

また、インフルエンザの予防接種も社員全員で受けるようにしています。

◆取り組みをした感想

禁煙率はなかなか上がりませんが、屋外に喫煙所を建てたことで、受動喫煙は無くなったので良かったです。禁煙率を上げることが今後の課題です。ウォーキングでは、やはり運動したあとは気持ちいいと評判です。



ジェネリック医薬品軽減額通知のお知らせ

お知らせの内容

ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、お薬代が一定以上お安くなる方に、1か月分の自己負担額がどの位軽減されるかをお知らせするものです。

※今年度2回（8月と2月）、加入者（被保険者）様の住所へ直接送付いたします。

※すべての加入者の方に通知されるものではありません。

協会けんぽでは、加入者の皆さまのお薬代の負担軽減が図られるほか、健康保険財政の改善にもつながることから、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しており、その取組みの一環として、ジェネリック医薬品軽減額通知を実施しています。

ジェネリック医薬品とは？

- 効き目や安全性が先発医薬品と同等と厚生労働省から認められたお薬です。
- 大きさを小さくしたり、服用しやすいお薬へ製造の工夫がされています。
- 先発医薬品の特許期間が過ぎた後に、先発医薬品と同じ有効成分を使って開発しているため、価格は約5割程度安くなる場合があります。

注意点

- 軽減額通知は、ジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。ジェネリック医薬品という選択肢があることをお知らせする目的で送付しています。
- 使用できる病気（効能）が異なるときや在庫がないなどの理由でジェネリック医薬品に切り替えることができない場合もあります。
- ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師または薬剤師へご相談願います。
- 軽減額通知のお知らせを希望されない方は、恐れ入りますが、下記担当窓口までお知らせください。

◇企画総務グループ 017-721-2713◇（8：30～17：15）

